

図3

表示のイメージ(案) 凡例

現行制度に基づく表示例

現行制度に基づいて

- ① 即席めん
- ② チャーハンのもと
- ③ シチュールウ の表示例を記載。

【注意点】

- 栄養表示は任意であるが、比較のために一般表示事項(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)が表示されている例を使用。
- 文字は原則8ポイント以上で表示。

①案

- 原材料の上位2品目について、原料の原産地を表示。
- 添加物は全て、物質名に用途名または一括名を併記。
- 製造者の名称及び所在地を表示し、製造所固有記号は使用しない。
- 栄養成分名及びその含有量を表示(一般表示事項及びトランス脂肪酸等を表示)。

②案

- アレルギーは原材料に付記することをやめ、一括で表示する。
- 原材料、添加物は上位8品目を表示
- 容器包装には原材料名とは別に添加物名を項目として追加し、用途名または一括名を記載。
- 商品に責任を持つ者(併せてその電話番号または住所)を表示。
- 製造者の名称及び所在地を表示し、製造所固有記号は使用しない。
- 栄養成分名及びその含有量を表示(一般表示事項)。
- 一括表示欄に表示されない残りの情報はWEBサイトやPOP等で表示可。

※なお、①案、②案については、表示する事項の分量や、表示の見やすさを比較するためのイメージとして作成したものであり、現行ルールとは異なるルールに基づき表記している場合があります。

出典:「第3回食品表示一元化検討会資料」より